

○環境省令第十九号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十五条第一項の規定に基づき、振動規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二〇日

環境大臣 望月 義夫

振動規制法施行規則の一部を改正する省令

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一付表第一号二中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。